

狩猟免許試験

狩猟免許試験及び受験のための予備講習会並びに狩猟免許更新(適性検査・講習会)が次のとおり実施されます。
※無免許での鳥獣の捕獲は法律で禁じられています。狩猟などで鳥獣の捕獲を行う場合は狩猟免許を取得し、狩猟者登録を行う必要があります。



【予備講習会】

■日時 6月15日(日) 9:30~16:00

■会場 東谷興農会館(北九州市小倉南区木下670-1)

■必要経費 3,600円(受講料2,000円、例題集1,600円)

問 豊築猟友会事務局 ☎ 090-4353-7090

令和7年度狩猟免許試験の3項目に記載があります。



【狩猟免許試験】

■日時 8月24日(日) 9:00~17:00

■会場 福岡県行橋総合庁舎(行橋市中央1丁目2番1号)

■申請期間 7月18日(金)~8月1日(金)

申請書等様式があります



【狩猟免許更新(適性検査・講習会)】

■日時 6月27日(金)

■会場 福岡県行橋総合庁舎(行橋市中央1丁目2番1号)

■申請期間 6月13日(金)まで

※免許更新講習の時間については申し込み時に農林事務所からお知らせがあります。

申請書等様式があります



問 行橋農林事務所 農山村振興課 ☎ 0930-23-0381

狩猟免許取得支援補助金

町では、イノシシ・シカなどの有害鳥獣による農作物被害対策の一環として、有害鳥獣の捕獲に必要な狩猟免許の新規取得にかかる経費の補助を行っています。

■補助対象者 次の3つの項目を全て満たす方

- ・上毛町に住所を有する方
- ・令和7年度に新たに狩猟免許(わな猟・銃猟)を取得する方
- ・免許取得後、上毛町内の猟友会に入会し、上毛町が行う有害鳥獣捕獲に従事することができる方

■補助金対象経費

- ・例題集代
- ・医師診断書料(狩猟免許試験申請時添付用)
- ・ハンター保険代(町指定のハンター保険)

■申請方法

狩猟免許取得後の申請となります。必要書類を用意し、産業振興課まで提出ください。

■必要書類

- ・申請書(産業振興課で配布しています)
- ・取得した狩猟免許の写し
- ・経費に係る領収書の写し

問 産業振興課 農政係 ☎ 72-3151(内線189)

安全・安心な農作業の実施

農業者の皆様においては、次のことに注意して農作業を行ってください。

また、気温が高くなると熱中症になる危険性もあることから、水分補給やこまめな休憩などの熱中症対策を徹底し、余裕を持った作業を心がけてください。

- ・農業機械の作業を中断するとき(機械の点検など)は必ずエンジンを止める。
- ・シートベルトなどの安全装備の設定や保護具の着用を徹底する。
- ・農業機械の作業前に周囲の確認を行う。
- ・農業機械の定期的な点検・整備を行う。
- ・大雨や強風の際は、ほ場の見回りはせず、おさまった後も危険な場所には近づかない。
- ・稲わらなどではできるかぎり堆肥や敷きわらなどへの利活用を検討する。
- ・農業機械による作業後、機械に付着した泥を落としてから道路を走行する。

問 産業振興課 農政係 ☎ 72-3151(内線182)



児童手当制度 6月は支給月・現況届の提出月です

支給対象 高校生年代までの児童を養育している方(18歳到達後の最初の年度末まで)

支給時期 手当は年6回、2月、4月、6月、8月、10月、12月にそれぞれの前月分まで(2か月分)がまとめて支給されます。

支給額

児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)	
3歳未満	第1子・第2子	15,000円
	第3子以降	30,000円
3歳~18歳(18歳到達後の最初の年度末まで)	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	30,000円

※「第3子以降」とは、22歳まで(22歳に達する日の以後の最初の3月31日まで)の養育をしている児童のうち、3番目以降をいいます。



現況届は 毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当を引き続き受ける要件(児童の監護、生計同一関係など)を満たしているかどうかを確認するためのものです。

上毛町では、受給者の現況を公簿などで確認することで、現況届の提出を原則「不要」としています。ただし、以下の方は、引き続き現況届の提出が必要です。

〈現況届の提出が必要な方〉

- ①配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地が上毛町と異なる方
- ②上毛町に戸籍や住民票がない児童(無戸籍児童)を養育する方
- ③離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ④未成年後見人、施設などの受給者の方
- ⑤その他、上毛町から提出の案内があった方

〈その他の届出〉

- ①児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ②受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき(他の市区町村や海外への転出を含む)
- ③受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ④一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- ⑤受給者の加入する年金が変わったとき(受給者が公務員になったときを含む)
- ⑥離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
- ⑦国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

問 子ども未来課 子育て支援係 ☎ 72-3127(内線229)



保育所・認定こども園を利用されている方 現況届の提出をお願いします

この現況届は、引き続き保育認定を受けられるかを確認するものです。現況届を提出しない場合、認定を取り消される場合もありますのでご注意ください。

対象者には個別に通知していますので、必ず期間内に手続きを行ってください。

対象者 令和7年5月1日時点で保育所・認定こども園を利用している保護者
※令和7年4月以降に利用申請を行い、5月以降に利用を開始した方は対象外です。

提出期間 6月2日(月)~30日(月)※土、日を除く

提出先 子ども未来課 子育て支援係
※受付場所などの詳細については個別通知をご確認ください。

問 子ども未来課 子育て支援係 ☎ 72-3127(内線227)

